

令和7年海事代理士試験

筆記試験問題

1 時限目（10：15～11：15）

1. 憲法
2. 民法
3. 商法
4. 国土交通省設置法

令和7年 1. 憲法

1. 次の文章は憲法の条文である。[]に入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。(5点)

- (1) 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の[]と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。
- (2) 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び[]の向上及び増進に努めなければならない。
- (3) 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の[]である。
- (4) 内閣は、[]の行使について、国会に対し連帶して責任を負ふ。
- (5) 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて[]を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2. 憲法に関して、次の(ア)～(オ)が正しい場合は○を、誤っている場合には×を、それぞれ解答欄に記入せよ。(5点)

- (ア) 選挙における投票の秘密は、法律の範囲内で保障される。選挙人は、その選択に關し公的に責任を問われる。
- (イ) 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。
- (ウ) 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されない。会期前に逮捕された議員は、会期中これを必ず釈放しなければならない。
- (エ) 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。
- (オ) 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の過半数で決したときは、秘密会を開くことができる。

令和7年 2. 民法

1. 次の文章は民法の条文である。[]に入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。(5点)

- (1) 意思表示は、その通知が相手方に[]した時からその効力を生ずる。
- (2) 占有者は、[]の意思をもって、善意で、平穏に、かつ、公然と占有をするものと推定する。
- (3) 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の[]をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。
- (4) []は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。
- (5) 相続人が数人あるときは、相続財産は、その[]に属する。

2. 民法に関して、次の(ア)～(オ)が正しい場合は○を、誤っている場合には×を、それぞれ解答欄に記入せよ。(5点)

- (ア) 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。
- (イ) 同一の不動産について数個の抵当権が設定されたときは、その抵当権の順位は債務者に対する抵当権設定の通知の前後による。
- (ウ) 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帶して債務を負担するときは、債権者は、同時に又は順次にその全ての連帶債務者に対してのみ、全部又は一部の履行を請求することができる。
- (エ) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要する。
- (オ) 船舶が遭難した場合において、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った者は、証人二人以上の立会いをもって口頭で遺言をすることができる。

令和7年 3. 商法

1. 次の文章は商法の条文である。[]に入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。((5)の二つの[])には共通の語句が入る。)(5点)

- (1) この編（第七百四十七条を除く。）において「船舶」とは、[]をする目的で航海の用に供する船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）をいう。
- (2) []は、その職務に関する帳簿を備え、船舶の利用に関する一切の事項を記載しなければならない。
- (3) 船舶の[]を原因とする不法行為による損害賠償請求権（財産権が侵害されたことによるものに限る。）は、不法行為の時から二年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- (4) []に遭遇した船舶から排出された油その他の物により海洋が汚染され、当該汚染が広範囲の沿岸海域において海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、若しくは人の健康を害し、又はこれらの障害を及ぼすおそれがある場合において、当該船舶の救助に従事した者が当該障害の防止又は軽減のための措置をとったときは、その者（以下この条において「汚染対処船舶救助従事者」という。）は、特約があるときを除き、船舶所有者に対し、特別補償料の支払を請求することができる。
- (5) []により運送品を受け取ることができる者に[]を引き渡したときは、その引渡しは、運送品について行使する権利の取得に関しては、運送品の引渡しと同一の効力を有する。

2. 商法に関して、次の(ア)～(オ)が正しい場合は○を、誤っている場合には×を、それぞれ解答欄に記入せよ。(5点)

- (ア) 船舶を保険の目的物とする海上保険契約については、保険期間の始期における当該船舶の価額を保険価額とする。貨物を保険の目的物とする海上保険契約については、その船積みがされた地及び時における当該貨物の価額、運送賃並びに保険に関する費用の合計額を保険価額とする。
- (イ) 船長は、航海を継続するため必要があるときは、積荷を航海の用に供することができる。この場合において、運送人は運送賃の全額を請求することはできない。
- (ウ) 法令に違反して又は個品運送契約によらないで船積みがされた運送品については、運送人は、いつでもこれを放棄することができる。
- (エ) 救助者が救助することを業とする者であるときは、救助に従事した船舶に係る救助料の全額をその救助者に支払わなければならない。
- (オ) 船舶の抵当権と船舶先取特権とが競合する場合には、船舶の抵当権は、船舶先取特権に優先する。

令和7年 4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる法令として適當なものを、以下の選択肢A～Cの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(3点)

- (1) 国土交通省海事局総務課に海技試験官を設置することを規定する法令
- (2) 運輸支局の管轄区域（特例を除く。）を規定する法令
- (3) 神戸運輸監理部海上安全環境部に船員労働環境・海技資格課を設置することを規定する法令

【選択肢】

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| ア 国土交通省設置法 | イ 国土交通省組織令 | ウ 国土交通省組織規則 |
| エ 地方運輸局組織規則 | オ 運輸監理部組織令 | カ 運輸監理部組織規則 |

2. 次の文章について、□に当てはまる適切な語句を、以下の選択肢A～シの中から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- (1) 国土交通省海事局において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは、
は、□である。
- (2) 国土交通省海事局において、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保
に係る外国船舶の監督に関する事務を所掌しているのは、□である。
- (3) 地方運輸局において、船舶のトン数の測度及び登録に関する事務を所掌している
のは、□及び海事部の2部である。
- (4) 神戸運輸監理部の海事振興部には旅客課、□、船舶産業課及び船員労政課
の4課が置かれている。

【選択肢】

- | | | | |
|-----------|---------|------------|-----------|
| ア 船舶安全環境課 | イ 海事産業課 | ウ 海洋・環境政策課 | エ 検査測度課 |
| オ 海事振興部 | カ 外航課 | キ 総務企画部 | ク 船員労働環境課 |
| ケ 総務課 | コ 船員政策課 | サ 海上安全環境部 | シ 貨物・港運課 |

3. 次の文章について、正しい場合は解答欄に○を、誤っている場合は解答欄に×を記入せよ。(3点)

- (1) 地方運輸局のうち、四国運輸局にあっては海事振興部及び海上安全環境部に代え
海事部が設置されている。
- (2) 九州運輸局の管轄区域は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県及び沖縄県である。
- (3) 地方運輸局海事振興部において、海事代理士に関する事務を所掌しているのは船
員労政課である。

令和7年海事代理士試験

筆記試験問題

2時間目（11：35～12：20）

5. 船員法
6. 船員職業安定法
7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

令和7年 5. 船員法

1. 船員法の規定を参照した次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群内の語句は、複数回使用することができるものとする。(9点)

- (1) この法律において「□ア」とは、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士及び国土交通省令で定めるその他の海員をいう。
- (2) 「□イ」は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) 船長は、航海の準備が終つたときは、「□ウ」発航し、且つ、必要がある場合を除いて、予定の航路を変更しないで到達港まで航行しなければならない。
- (4) 船舶所有者は、「□エ」が負傷又は疾病のため職務に堪えないときに該当する場合には、雇入契約を解除することができる。
- (5) 船員の給料その他の報酬は、船員労働の特殊性に基き、且つ船員の「□オ」及び職務の内容に応じて、これを定めなければならない。
- (6) 船舶所有者は、国土交通省令で定めるところにより、妊娠中又は出産後「□カ」以内の女子の船員を国土交通省令で定める母性保護上有害な作業に従事させてはならない。
- (7) 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて「□キ」間連続して勤務(船舶のぎ装又は修繕中の勤務を含む。)に従事したときは、その「□キ」の経過後「□ク」以内にその船員に第七十五条第一項又は第二項の規定による日数の有給休暇を与えるなければならない。
- (8) 総トン数五百トン以上の日本船舶(漁船等を除く。)の船舶所有者は、当該船舶を初めて国際航海に従事させようとするときは、当該船舶に係る船員の労働条件等について、国土交通大臣又は登録検査機関の行う「□ケ」を受けなければならない。

【語群】

1. 直ちに	2. 船員	3. 六週間	4. 一箇月
5. 立入検査	6. 三箇月	7. 遅滞なく	8. 八週間
9. 船長	10. 経験、知識	11. 労務管理責任者	12. 部員
13. 六箇月	14. 海員	15. 資格、能力	16. 臨時検査
17. 経験、能力	18. 初回検査	19. 船舶所有者	20. 資格、知識
21. 一年	22. 職員	23. 定期検査	24. 速やかに

2. 法令の規定を参照した次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 船長は、海員を懲戒しようとするときは、三人以上の海員を立ち会わせて本人及び関係人を取り調べた上、立会人の意見を聽かなければならない。
- (2) 船舶所有者の負担すべき船員の送還の費用は、送還中の運送賃、宿泊費及び食費並びに雇入契約の終了の時から遅滞なく出発する時までの宿泊費及び食費とする。
- (3) 船員は、雇入契約により定められた労働条件と事実とが著しく相違するときに該当する場合には、雇入契約を解除しなければならない。
- (4) 船員の報酬が歩合によって支払われる場合においては、その歩合による毎月の額が雇入契約に定める一定額に達しないときでも、その報酬の額は、その一定額を下つてはならない。
- (5) 船員が職務上負傷し、又は疾病にかかりたときは、船舶所有者は、その負傷又は疾病がなおるまで、その費用で療養を施し、又は療養に必要な費用を負担しなければならない。
- (6) 船員の船舶所有者に対する債権は、これを行使することができる時から五年間（給料その他の報酬の債権にあつては、十年間）行使しないときは、時効によつて消滅する。船舶所有者に対する行方不明手当、遺族手当及び葬祭料の債権も同様とする。
- (7) 船長は、法第六十四条第一項の規定により、補償休日又は休息時間において、自ら作業に従事し、又は海員を作業に従事させたときは、船舶の運航の安全の確保に支障を及ぼさない限りにおいて、当該作業の終了後できる限り速やかに休息をし、又は休息をさせなければならない。
- (8) 船舶所有者は、雇入契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該雇入契約の相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項について書面を提示して説明しなければならない。
 - 一 船舶所有者の名称又は氏名及び住所
 - 二 給料、労働時間その他の労働条件に関する事項であつて、雇入契約の内容とすることが必要なものとして国土交通省令で定めるもの

3. 法第19条第1号の規定により、「船長は、船舶の○、○、○、○、○、○その他の海難が発生した場合には、国土交通省令の定めるところにより、国土交通大臣にその旨を報告しなければならない」という船長の義務が定められている。

この○の部分に規定されている6つの事項のうち3つについて、漢字にて楷書で正しく答えよ。なお、法第19条第1号に規定されている語句以外による記述は全て不正解とする。(各1点)

令和7年 6. 船員職業安定法

1. 法令の規定を参照した次の文章中、[]に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の [ア] を行わせようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(2) 無料船員職業紹介許可事業者は、毎年4月30日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの間における船員職業紹介所ごとの船員職業紹介事業に係る [イ] を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

(3) 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後 [ウ] 間、これを保存しなければならない。

(4) 船員派遣元事業主は、船員職業安定法第55条第2項各号に掲げる氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があつたときは、 [エ] 、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(5) 船員職業安定法で「船員労務供給」とは、 [オ] に基づいて人を船員として他人の指揮命令を受けて労務に従事させることをいい、船員派遣に該当するものを含まないものとする。

【語群】

1. 事業計画	2. 訓練	3. 指名	4. 労務管理	5. 速やかに
6. 損益計算書	7. 1年	8. 2年	9. 3年	10. 5年
11. 財務諸表	12. 募集	13. 会計報告	14. 届出	15. あらかじめ
16. 需要	17. 遅滞なく	18. 供給契約	19. 職業紹介	20. 直ちに
21. 事業調書	22. 管理契約	23. 労使協定	24. 事業報告書	25. 就労

2. 次の(1)～(5)の各文章について、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを、下欄の1～4の選択肢から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

(1) ア. 船員職業安定法第76条の規定による派遣元責任者は、船員派遣元事業主の事業所ごとに当該事業所に専属の派遣元責任者として自己の雇用する者の中から選任を行わなければならない。ただし、船員派遣元事業主（法人である場合は、その役員）を派遣元責任者とすることを妨げない。

イ. 船員職業安定法第60条第2項の規定により船員派遣事業の許可の更新を受けた場合における有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して3年とする。

- (2) ア. 無料船員職業紹介許可事業者の従業者は、いかなる名義でも船員職業紹介に対する報酬として賃金及び給料並びにこれらに準ずるもの以外の財産上の利益を受け、又は他人にこれを受けさせてはならない。
- イ. 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業務について、船員派遣元事業主から3年を超える期間継続して船員派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。
- (3) ア. 求人者は、求職者と労働契約を締結しようとする場合において、地方運輸局長を通じて求職者に対して事前に明示された従事すべき業務の内容等を変更するときは、常に書面の交付の方法により、当該変更する業務の内容等を明示しなければならない。
- イ. 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣船員から当該派遣就業に関し苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該船員派遣元事業主に通知するとともに、当該船員派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもつて、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならない。
- (4) ア. 船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う学校の長は、当該学校の職員のうちから、船員職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代わってその業務を行わせることができる。
- イ. 船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第1条第1項に規定する船舶において就業させるための船員派遣をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (5) ア. 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする船員について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るように努めなければならない。
- イ. 無料船員職業紹介事業者でない者は、その名称又はその有する施設の名称中に船員職業紹介を行う者であることを示すような文字を用いてはならない。

【選択肢】

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. ア-○ イ-○ | 2. ア-○ イ-× | 3. ア-× イ-○ | 4. ア-× イ-× |
|------------|------------|------------|------------|

令和7年 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

(注意事項) 解答欄には、漢字にて楷書で正しく記入すること。

1. 法令の規定を参照した次の文章中、□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) この法律において「ア」とは、船舶において、船長の職務を行うもの(イを除く。)並びに航海士、機関長、機関士、通信長及び通信士の職務を行う者をいう。
- (2) 海技免状の有効期間が満了する日の六月前の日の前日までに有効期間の更新がされた海技免状の有効期間の起算日は、ウとする。
- (3) 国土交通大臣は、船舶が特殊の構造又は装置を有していること、エが特殊であることその他の国土交通省令で定める事由により、乗組み基準によらなくとも航行の安全を確保することができると認める船舶については、船舶所有者の申請により、乗組み基準によらないことを許可することができる。
- (4) 海技士(通信)及び海技士(電子通信)の資格についての海技試験は、試験開始期日の前日までにオ歳カ月に達する者でなければ、受けることができない。
- (5) 登録操縦免許証更新講習実施機関は、役員を選任したときは、その日からキ以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、当該登録操縦免許証更新講習実施機関の住所地を管轄する地方運輸局を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。
- (6) 小型船舶操縦者は、クの検査、適切なケの実施その他の小型船舶の航行の安全を図るために必要なものとして国土交通省令で定める事項を遵守しなければならない。
- (7) 特定操縦免許にかかる履歴限定は、当該特定操縦免許を受ける者の乗船履歴(総トン数コ未満の船舶(サ区域のみを航行するものを除く。)に乗り組んだ履歴に限る。)がシに満たない場合において、当該者が小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域をサ区域に限定することにより行う。

2. 小型船舶操縦士の免許（操縦免許）の申請に関する法令の規定を参考した次の文章中、□に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。（5点）

操縦免許を申請する者は、操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、④に掲げる書類を提出することを要しない。

- ① ア 証明書（イ を申請する場合であつて、申請するイ と同一の資格に係る操縦免許を既に有しているときを除く。）
- ② イ 講習であつて登録イ 講習機関が行うものの課程を修了したことを証明する書類（イ を申請する場合に限る。）
- ③ その者の有する乗船履歴を証明する書類（イ を申請する場合に限る。）
- ④ 本籍の記載のあるウ の写し（エ にあつては、権限ある機関が発行する国籍、住所、氏名、出生の年月日及び性別を証明する書類）
- ⑤ 小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状の写し
- ⑥ オ 能力限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、登録オ 講習の課程を修了したことを証明する書類

3. 次の条件下において、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の規定により必要な乗船履歴として認められる期間を解答欄に記入せよ。この際、下記中①～③の履歴について、合算したもの解答するものとする。なお、下記中に記載された履歴に係る船舶は、いずれも船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されているものとする。（3点）

（条件）

令和7年9月1日を試験開始期日とする四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けようとするに当たり、令和7年9月1日時点で年齢が45歳であり、以下の①～③のみ経験を有している。

- ① 25歳から29歳までの間に、機関部の機関当直部員として、乙区域内において従業する総トン数30トン・出力750キロワットの漁船に乗り組み、機関の運転に関する職務を9月行った履歴
- ② 33歳から37歳までの間に、機関部の機関当直部員として、平水区域を航行区域とする総トン数149トン・出力750キロワットの旅客船に乗り組み、機関の運転に関する職務を10月行った履歴
- ③ 五級海技士（機関）の資格についての海技免許を受けた後、40歳から42歳までの間に、沿海区域を航行区域とする総トン数499トン・出力3,000キロワットの貨物船に乗り組み、一等機関士の職務を8月行った履歴

【参考】

四級海技士（機関）試験（身体検査及び口述試験）を受けるために必要な乗船履歴

船 舶	期 間	資 格	職 務
出力七百五十キロワット以上の推進機関を有する平水区域を航行区域とする船舶、総トン数二十トン以上の沿海区域、近海区域若しくは遠洋区域を航行区域とする船舶又は 総トン数二十トン以上の漁船	三年以上		機関の運転
	一年以上	五 級 海 技 士 (機関)	機関長又は機 関士

令和7年海事代理士試験

筆記試験問題

3時間目（13：40～15：10）

8. 海上運送法
9. 港湾運送事業法
10. 内航海運業法
11. 港則法
12. 海上交通安全法
13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

令和7年 8. 海上運送法

法令の規定を参考した、次の文章中、[]に入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、海上運送事業の運営を[ア]かつ合理的なものとすることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の[イ]を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を[ウ]して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。
- (3) この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をい、これを旅客不定期航路事業と[エ]と貨物専用不定期航路事業とに分ける。
- (4) 一般旅客定期航路事業者がその事業計画を変更しようとするときは、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣の[オ]を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める[カ]な事項に係る変更については、この限りでない。
- (5) 一般旅客定期航路事業者は、旅客、手荷物及び小荷物の運送並びに自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送をする場合において、[キ]に対し、不当な[ク]取扱いをしてはならない。
- (6) 一般旅客定期航路事業者は、[ケ]その他やむを得ない事由のある場合のほか、船舶運航計画に定める運航を怠つてはならない。
- (7) この法律の規定は、次に掲げる船舶のみをもつて営む海上運送事業には、適用しない。ただし、旅客運送船舶運航事業であつて、第二号に掲げる舟のみをもつて営むもの以外のものについては、この限りでない。
 - 一 総トン数[コ]トン未満の船舶
 - 二 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

令和7年 9. 港湾運送事業法

1. 次の(1)～(5)のそれぞれにおける法令の規定を参考した①及び②の文章の正誤について、正しい組み合わせを選択肢ア～エから選び、解答欄に記入せよ。(5点)

(1) ① 一般港湾運送事業とは、荷主又は船舶運航事業者の委託を受け、港湾においてする船舶への貨物の積込又は船舶からの貨物の取卸及び船積貨物の積込又は陸揚を行うに際してするその貨物の箇数の計算又は受渡の証明を一貫して行う行為を行う事業をいう。

② 「港湾運送事業」とは、営利を目的として港湾運送を行う事業のみをいう。

- ア ①正、②正
- イ ①正、②誤
- ウ ①誤、②正
- エ ①誤、②誤

(2) ① 港湾運送事業者は、事業計画を変更しようとするときは、必ず国土交通大臣の認可を受けなければならない。

② 公職選挙法の規定に違反して、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者である場合は、港湾運送事業の許可を受けることができない。

- ア ①正、②正
- イ ①正、②誤
- ウ ①誤、②正
- エ ①誤、②誤

(3) ① 港湾運送事業を経営する法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、港湾運送事業を経営する法人が港湾運送事業を行わない法人を合併する場合又は分割により港湾運送事業を承継させない場合は、この限りでない。

② 港湾荷役事業、はしけ運送事業、いかだ運送事業の許可を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送（他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く。）については、その全部を自ら行わなければならない。

- ア ①正、②正

- イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

(4) ① 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

- ② 国土交通大臣は、港湾運送事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、事業計画の変更その他の事業の運営を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

(5) ① 港湾運送関連事業者は、国土交通省令で定めるところにより、港湾ごとに、料金を定め、その実施後に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- ② 港湾荷役事業の許可を受けた者は、抵当権の目的とするため、港湾運送事業財団を設けることができる。

- ア ①正、②正
イ ①正、②誤
ウ ①誤、②正
エ ①誤、②誤

2. 次の(1)～(5)は、港湾運送事業法に関する文章である。□に入る適切な法令上の語句を下欄の語群の中から一つ選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) □ア 事業とは、船積貨物の積付に関する証明、調査及び鑑定を行う事業をいう。
- (2) 一般港湾運送事業の許可を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより□イ を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (3) 港湾運送関連事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から□ウ 以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- (4) 一般港湾運送事業者は、その責に帰すべからざる事由により貨物の引渡をすることができないときは、荷受人の費用をもってこれを倉庫営業者に寄託することができるが、貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨をエに通知しなければならない。
- (5) 国土交通大臣は、一般港湾運送事業等に関し、許可をし、事業の廃止の届出の受理をし、又は許可の取消しをした場合においては、その旨をオに通知しなければならない。

【語 群】

- | | | | | | |
|--------|------|---------|---------|----------|----------|
| ①証明 | ②鑑定 | ③検量 | ④運賃及び料金 | ⑤資金計画 | ⑥港湾運送約款 |
| ⑦十日 | ⑧三十日 | ⑨六十日 | ⑩六月 | ⑪当該港湾管理者 | ⑫当該港湾利用者 |
| ⑬倉庫営業者 | ⑭荷受人 | ⑮国土交通大臣 | ⑯運輸審議会 | | |

令和7年 10. 内航海運業法

法令の規定を参考した、次の文章中、[]に入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。(10点)

- (1) この法律において「内航運送」とは、次に掲げる船舶 ([ア]を含む。以下同じ。) 以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船積港及び陸揚港のいずれもが [イ] にあるものをいう。
- 一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟
 - 二 漁船法(昭和二十五年法律第百七十八号)第二条第一項の漁船
- (2) 総トン数 [ウ] トン未満の船舶であつて長さ [エ] メートル未満のものによる内航海運業を営む者は、事業開始の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (3) ① 内航海運業の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 営業所の名称及び位置
 - 三 使用する船舶の名称、[オ]、総トン数その他国土交通省令で定める事項
 - 四 船舶の貸渡し又は船舶の管理をする事業を営もうとするときは、その貸渡しを受ける者又はその船舶の管理に係る役務の提供を受ける者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- ② 前項の申請書には、資金計画、[カ]計画、他の国土交通省令で定める事項を記載した事業計画を添付しなければならない。
- (4) 内航海運業者のうち、内航運送をする事業を行う者(以下「内航運送をする内航海運業者」という。)は、[キ]の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、[ク]を定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 内航海運業者(船舶の管理をする事業のみを行う者を除く。)は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は[ケ]その他の国土交通省令で定める事項を見やすいうように[コ]しなければならない。

令和7年 11. 港則法

1. 次の文章は港則法の条文である。□内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、選択肢は複数回使用してもよい。

(3点)

第四十四条 港長は、異常な気象又は□アにより、異常気象等時特定船舶が他の船舶又は□イに著しく接近するおそれその他の異常気象等時特定船舶の航行、停留又はびよう泊に危険が生ずるおそれがあると認める場合において、当該危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該異常気象等時特定船舶に対し、国土交通省令で定めるところにより、□ウの変更その他の必要な措置を講すべきことを勧告することができる。

2 (略)

【語群】

- | | | | |
|-----|------|-------|-------|
| ①針路 | ②台風 | ③暴風 | ④びよう地 |
| ⑤津波 | ⑥工作物 | ⑦係船施設 | ⑧海象 |
| ⑨進路 | ⑩構造物 | ⑪防波堤 | ⑫岸壁 |

2. 次の①～⑥に掲げる港則法の規定のうち、正しいものを3つ選び、番号を解答欄に記入せよ。

(3点)

- ① 平水区域を航行区域とする日本船舶は、入港届を提出することを要しない。
- ② 総トン数 300 トンの船舶が京浜港に停泊する場合は、港長からびよう泊すべき場所の指定を受けなければならない。
- ③ 総トン数又は長さが国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、国土交通省令で定める航路を航行するときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に必要な事項を事前に通報しなければならない。
- ④ 特定港以外の港内又は港の境界付近における漂流物、沈没物が船舶交通を阻害するおそれのあるときは、当該港の所在地を管轄する管区海上保安本部の事務所であって国土交通省令で定めるものの長は、当該物件の所有者又は占有者に対しその除去を命ずることができる。
- ⑤ この法律において「特定港」とは、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であって、国土交通省令で定めるものをいう。
- ⑥ 特定港内において、汽笛又はサイレンを備える船舶で火災が発生したときは、航行している場合を除き、汽笛又はサイレンで長音を5回吹き鳴らさなければならない。

3. 港則法に関する次の文章群(1)～(4)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(4点)

(1)

- ① 港則法で定義する「小型船」とは、総トン数20トン未満の船舶で汽艇等も含まれる。
- ② 船舶は、航路内において、工事作業をするため港長に届け出をして、工事作業に従事する場合は、投げようすることができる。

(2)

- ① 特定港を通過するすべての船舶は、国土交通省令で定める航路によらなければならぬ。
- ② 特定港内において、「修繕届」又は「係船届」を港長に提出する必要がある船舶は、汽艇等以外の船舶である。

(3)

- ① 船舶は、特定港において危険物の積替をするには、港長の許可を受けなければならない。
- ② ①の規定は、特定港以外の港においても準用される。

(4)

- ① アンモニアを自船の燃料として積載する船舶であれば、特定港に入港しようとする場合であっても、港の境界外で港長の指揮を受ける必要はない。
- ② 海難を避けようとする場合には、汽艇等以外の船舶は、港長から指定されたびょう地から移動することができる。なお、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

令和7年 12. 海上交通安全法

1. 次の文章は海上交通安全法の条文である。□内に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、選択肢は複数回使用してもよい。
(3点)

第二十条 船舶は、来島海峡航路をこれに沿つて航行するときは、次に掲げる航法によらなければならない。この場合において、これらの航法によつて航行している船舶については、海上衝突予防法第九条第一項の規定は、適用しない。

- 一 順潮の場合は来島海峡□アを、逆潮の場合は来島海峡□イを航行すること。ただし、これらの水道を航行している間に転流があつた場合は、引き続き当該水道を航行することができることとし、また、□イを航行して小島と波止浜との間の水道へ出ようとする船舶又は同水道から来島海峡航路に入つて□イを航行しようとする船舶は、順潮の場合であつても、□イを航行することができることとする。
- 二 (略)
- 三 逆潮の場合は、できる限り□ウ側に近寄つて航行すること。
- 四・五 (略)
- 2～4 (略)

【語群】

①大島	②竜神	③東水道	④津島
⑤中渡島	⑥中水道	⑦馬島	⑧四国
⑨大角鼻	⑩大下島	⑪西水道	⑫広島

2. 次の①～⑥に掲げる海上交通安全法の規定のうち、正しいものを3つ選び、解答欄に記入せよ。

(3点)

- ① 航路及びその周辺の海域以外の海域において、漁具を設置しようとする者は、海上保安庁長官に届け出なければならない。
- ② 伊良湖水道航路において、巨大船と長さ130メートル以上の船舶（巨大船を除く。）とが行会うことが予想される場合、海上保安庁長官は航路外での待機を指示することができる。
- ③ 海上保安庁長官は、長さ250メートル以上の巨大船又は危険物積載船である巨大船に対して、進路を警戒する船舶の配備を指示することができる。
- ④ 危険物積載船が航路を航行しようとするときには、当該船舶の船長は、海上保安庁長官に通報しなければならず、その通報した事項に関し変更があったときに行う通報はFAXによることができる。

- ⑤ この法律の適用海域を航行中の船舶は、政令で定める灯火又は標識を適切に表示した緊急用務を行う船舶の進路を避けなければならない。
- ⑥ 海上保安庁長官は、非常災害発生周知措置をとったときは、船舶交通の危険を防止するため必要な限度において、指定海域の境界付近にある船舶を対象に当該境界付近から退去することを命じることができる。

3. 海上交通安全法に関する次の文章群(1)～(4)における①及び②の正誤について、正しい組み合わせを表の1～4から選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(4点)

(1)

- ① 中ノ瀬航路の側方の境界線から航路の外側300メートルの海域で工事をしようとする者は、海上保安庁長官の許可を受けなければならない。
- ② 航路において、海面の最高水面からの高さが65メートルをこえる空域及び海底下5メートルをこえる地下で工事をしようとする行為は、海上保安庁長官の許可を要しない行為に当たる。

(2)

- ① この法律で定める航路において、長さ50メートル未満の船舶は、航路を航行してはならない。
- ② 長さ20メートルの引き船が長さ30メートルの台船を引いている場合、引き船の先端から引かれている台船の後端までの長さが50メートル以上となるため、航路航行義務が課される。

(3)

- ① 危険物積載船であることを示す灯火及び標識は、国土交通省令において、灯火は毎分120回以上140回以下のせん光を発する紅色の全周灯1個、標識は縦に上から国際信号旗の第1代表旗1旒及びB旗1旒と定められている。
- ② この法律で危険物に該当する引火性液体類のガソリンを積載した総トン数3,000トンのタンカーは、積荷のガソリンを全て荷卸しした直後の状態のときから危険物積載船には該当しない。

(4)

- ① 押し船の長さが30メートルで押される物件の長さが70メートルである物件えい航船等が来島海峡航路を航行する場合は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を来島海峡海上交通センターの長へ通報をしなければならない。
- ② 来島海峡海上交通センターの長は、来島海峡航路を航行予定であって船舶局のある巨大船に対し、航路入航予定時刻の3時間前から航路外に出るときまで海上保安庁との間の連絡を保持するよう指示することができる。

1	① 正	② 正
2	① 正	② 誤
3	① 誤	② 正
4	① 誤	② 誤

令和7年 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を語群の中から選び、その解答番号に対応する解答欄の□を■に塗りつぶして回答せよ。なお、語群内の語句又は数字は、複数回使用することができるものとする。(6点)

- (1) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、省令で定めるところにより、その旨をアに届け出なければならない。
- (2) 法で定めるタンカーとは、その貨物艙の大部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶及びその貨物艙の一部分がばら積みの液体貨物の輸送のための構造を有する船舶であって当該貨物艙の一部分の容量がイ立法メートル以上であるものをいう。また、総トン数ウ以上のタンカーで、他のタンカーとの間におけるばら積みの貨物油の積替えを行うタンカーは、船舶間貨物油積替作業手引書を作成し、これを当該タンカー内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。そして、同タンカーの船長は、日本国領海等において船舶間貨物油積替えを行う場合には、定められた事項をエに通報しなければならない。なお、同通報は、当該タンカーの船舶所有者又は船長若しくは船舶所有者の代理人もすることができる。
- (3) 海洋施設を設置しようとする者は、省令で定めるところにより、オに届け出なければならない。また、同届出をしようとする者は、その設置の工事の開始日のカ前までに、届出書を提出しなければならない。

【語群】

①10日	②2週間	③30日
④3か月	⑤100	⑥150
⑦200	⑧300	⑨400
⑩600	⑪国土交通大臣	⑫環境大臣
⑬海上保安庁長官	⑭地方運輸局長	⑮管区海上保安本部長

2. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものは○、誤っているものには×で、対応する解答欄の□を■に塗りつぶして回答せよ。(2点)

- (1) 船舶又は海洋施設から、水底土砂(海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂(汚泥を含む。))をいう。で政令で定める基準に適合する廃棄物の海洋投入処分をした者は、その結果を環境大臣に報告しなければならない。
- (2) 海上汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による申請、届出又は報告に係る書類には、副本一通を添えなければならない。また、この申請、届出又は報告であって管区海上保安本部長にするものは、海上保安監部、海上保安部又は海上保安航空基地の長を経由してしなければならない。

3. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に関する次の規制のうち、海上保安庁長官に提出しなければならないものを2つ選び、その解答番号に対応する解答欄の□を■に塗りつぶして回答せよ。（2点）

- ①放出量確認等に係る船級協会の登録の申請書
- ②廃油処理事業の許可に関する申請書
- ③廃棄物排出船の登録に関する申請書
- ④特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可に関する申請書
- ⑤海洋施設廃棄の許可に関する申請書
- ⑥指定海上防災機関の事業報告書

令和7年 14. 領海等における外国船舶の航行に関する法律

1. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章中の□に入る適切な語句を下欄の語群の中から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の□ア□に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその□イ□を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。
- (2) 外国船舶の船長等は、領海等において当該外国船舶に停留等をさせ、又は内水において当該外国船舶に通過航行をさせる必要があるときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国船舶の名称、□ウ□、停留等又は通過航行をさせようとする理由その他の国土交通省令で定める事項(次項において「通報事項」という。)を最寄りの□エ□の事務所に通報しなければならない。ただし、停留等又は通過航行をさせようとする理由が明らかである場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- (3) □オ□は、第六条第一項の規定による立入検査の結果、当該船舶の船長等が第四条の規定に違反していると認めるとときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができる。

【語群】

① 不要な寄港	② 国土交通大臣	③ 不審な行動
④ 海事局	⑤ 船籍港	⑥ 危険な航行
⑦ 海上保安庁長官	⑧ 航行の安全	⑨ 積載する貨物
⑩ 所有者	⑪ 運輸局	⑫ 航行の規制
⑬ 積荷の性質	⑭ 無害でない通航	⑮ 出発港
⑯ 領海等の安全	⑰ 地方運輸局長	⑯ 海上保安官
⑯ 海上保安庁	⑳ はいかい等	

2. 領海等における外国船舶の航行に関する法律に関する次の文章のうち、正しいものは○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 領海等における外国船舶の航行は、通過(内水においては、新内水に係るものに限る。)又は水域施設等との往来を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。
- (2) 法第六条第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものである。
- (3) 法第五条第一項の規定による通報は、必ず無線通信により行わなければならない。
- (4) 船長等とは、船長又は船長に代わって船舶を指揮する者をいう。
- (5) 外国船舶の船長等がしなければならない通報は、当該外国船舶の所有者又は船長等若しくは所有者の代理人もすることができる。

令和7年海事代理士試験

筆記試験問題

4時間目（15：30～17：00）

15. 船舶法
16. 船舶安全法
17. 船舶のトン数の測度に関する法律
18. 造船法
19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等
に関する法律
20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

令和7年 15. 船舶法

1. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。□ア～□コに入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。(10点)

- (1) 日本ノ□アニ依リ設立シタル会社ニシテ其代表者ノ全員及ビ業務ヲ執行スル役員ノ三分ノ□イ以上ガ日本国民ナルモノノ所有ニ属スル船舶
- (2) 日本船舶ノ所有者ハ国土交通大臣ノ定ムル期日マデニ□ウヲ其船舶ノ□エヲ管轄スル管海官庁(其船舶ノ運航上ノ都合ニ因リ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ最寄ノ管海官庁)ニ提出シ其□オヲ受クルコトヲ要ス
- (3) 船舶法第十五条又ハ第十六条ノ規定ニ依リ仮船舶国籍証書ヲ請受ケントスル者ハ第五号書式ノ申請書ニ□カノ取得ヲ証スル書面ヲ添ヘ当該管海官庁ニ差出スヘシ
- (4) 船籍港ハ□キノ名称ニ依ル但□クノ□キノ存セサル区域ニ在リテハ□クノ名称トス
- (5) 船首□ケノ外部ニ船名、船尾外部ノ見易キ場所ニ船名及船籍港名ヲ□コセシチメートル以上ノ漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字又ハ国土交通大臣ノ指定スル記号ヲ以テ記スルコト

2. 次の文章は船舶法及び船舶法施行細則の条文である。□A～□Eに入る適切な語句を下の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶国籍証書ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ□Aハ其事実ヲ知リタル日ヨリ□B内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶国籍証書カ□Cシタルトキ亦同シ
- (2) 外国ニ於テ交付スル仮船舶国籍証書ノ有効期間ハ□Dヲ超ユルコトヲ得ス
- (3) 船舶国籍証書ノ書換ヲ申請シタル場合ニ於テ其交付アリタルトキハ遅滞ナク旧証書ヲ□Eスヘシ

<語群> ①:管海官庁 ②:市町村の長 ③:六个月 ④:毀損 ⑤:三个月 ⑥:申請
⑦:船舶所有者 ⑧:破棄 ⑨:六週間 ⑩:二个月 ⑪:法令 ⑫:一年
⑬:滅失 ⑭:返還 ⑮:三週間 ⑯:船長 ⑰:検認 ⑱:二週間

3. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。
(5点)

- (1) 船舶安全法施行規則第四十四条の規定による試運転として日本船舶を航行する場合、船舶国籍証書又は仮船舶国籍証書の受有後でなければ航行してはならない。
- (2) 日本船舶において、船舶法第七条の規定に従って日本の国旗を掲げないときは、当該船舶の船長は百万円以下の罰金に処する。
- (3) 日本船舶の所有者は、船籍港を管轄する管海官庁に備えられた船舶原簿に登録をした後、登記をしなければならない。
- (4) 船舶国籍証書の記載事項に変更があった場合は、変更の登録申請と同時に書換えの申請をしなければならない。
- (5) 船舶原簿に記録した事項を証明する書面である登録事項証明書は、誰でも交付の申請をすることができる。

令和7年 16. 船舶安全法

1. 次の文章は船舶安全法又は船舶安全法施行規則の条文である。□ア～□ソに入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。(15点)。

(1) 日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ□アヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ□イノ用ニ供スルコトヲ得ズ

(2) 船舶検査証書ノ有効期間ハ□ウ年トス但シ旅客船ヲ除キ□エ区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ小型船舶ニシテ国土交通省令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ□オ年トス

(3) 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ□カアルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ□キ内ニ其ノ事由ヲ具シ□クニ再検査又ハ再検定ヲ申請スルコトヲ得

(4) 左ニ掲グル船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ□ケヲ標示スルコトヲ要ス但シ潜水船其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ□ケヲ標示スル必要ナシト認ムル船舶ハ此ノ限ニ在ラズ

一 □コ又ハ□サヲ航行区域トスル船舶

二 □シヲ航行区域トスル長サ□スメートル以上ノ船舶

三 総噸数□セ噸以上ノ□ソ

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 法第五条の検査は、国土交通大臣が特に定める場合を除き、船籍港を管轄する管海官庁が行う。
- (2) 船名の変更を行なうときは臨時検査の受検が必要となる。
- (3) 原子力船及び高速船を除く国際航海に従事しない船舶が、船舶検査証書の有効期間が満了する時において航海中であるとき、有効期間延長申請書を提出することで最大3ヵ月まで有効期間を延長することができる。
- (4) 整備認定事業場において、整備規程に従い整備されたことを確認した物件については、その後30日以内に行う中間検査において、当該確認に係る事項は省略される。
- (5) 長さ30メートル未満の船舶の製造者は、当該船舶を海外で建造する場合であっても法第6条の製造検査を受けることができない。

令和7年 17. 船舶のトン数の測度に関する法律

次の文書は船舶のトン数の測度に関する法律の条文である。〔ア〕～〔コ〕に入る適切な語句を下の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 〔ア〕は、我が国における海事に関する制度において、船舶の〔イ〕を表すための主たる指標として用いられる指標とする。
- (2) 長さ二十四メートル以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは〔ウ〕、当該船舶が貸し渡されているときは〔エ〕。以下同じ。）は、〔オ〕から国際トン数証書の交付を受け、これを船舶内に備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- (3) 〔オ〕は、前項の船舶^{※1}について国際トン数証書の交付の申請があつたときは、当該船舶について〔カ〕及び純トン数の〔キ〕を行つた後、国際トン数証書を交付するものとする。
- (4) 長さ二十四メートル未満の日本船舶の船舶所有者は、当該船舶を国際航海に従事させようとするときは、〔オ〕から〔カ〕及び純トン数を記載した書面（以下「ク」という。）の交付を受けることができる。
- (5) 前条に規定する事務^{※2}は、外国にあつては、日本の〔ケ〕が行う。
- (6) 〔オ〕は、この法律及び条約を実施するため必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、国際トン数証書（条約の締約国である外国が条約の規定に基づいて交付した国際トン数証書に相当する書面を含む。）、〔ク〕その他の物件を〔コ〕させることができる。

※1：長さ二十四メートル以上の日本船舶をいう。

※2：国際トン数証書等の交付事務をいう。

【語群】

1. 閉団場所	2. 除外場所	3. 貨物積載場所
4. 海事代理士	5. 船舶貸渡人	6. 船舶借入人
7. 船舶管理人	8. 行政書士	9. 船舶共有者
10. 地方運輸局長	11. 管海官庁の長	12. 国土交通大臣
13. 領事官	14. 大使	15. 輸送量
16. 大きさ	17. 長さ	18. 重さ
19. 載貨重量トン数	20. 排水トン数	21. 国際総トン数
22. 総トン数	23. 測定	24. 検査
25. 修正	26. 測度	27. 監査
28. 載貨重量トン数証書	29. 国際トン数確認書	30. 船舶国籍証書

令和7年 18. 造船法

1. 次の文章は法令の一文を記載したものである。次の文章中の□に入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。

(6点)

(1) 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は
アをすることができる造船台、ドック又はイを備える船舶の製造又は
アの施設を新設し、ウ、若しくは借り受けようとする者は、国土交通省令
の定める手続に従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

(2) 次に掲げる事業を開始した者は、その事業を開始した日からエ以内に、そ
の施設の概要及び事業計画を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 鋼製の船舶の製造又はアをする事業
- 二 鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さオメートル以
上のものの製造又はアをする事業
- 三 軸馬力カ馬力以上の船舶用推進機関の製造をする事業
- 四 受熱面積百五十平方メートル以上の船舶用ボイラーの製造をする事業

2. 造船法に関する次の文章のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答
欄に記入せよ。(4点)

- (1) 設備の増設の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日
から一月以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 造船法に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、
その一部を地方運輸局長に委任している。
- (3) 鋼製の船舶の製造をする事業を営む者が、その事業を休止するときは、あらか
じめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- (4) 造船法において、国土交通大臣の許可を受けずに、総トン数五百トン以上又は
長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造をすることができる造船台を備える船
舶の製造の施設を譲り受けた者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万元以下の罰金
に処し、又はこれを併科すると定められている。

令和7年 19. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

次の文章は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の条文である。

ア～コに入る適切な語句又は数字を、解答欄に漢字にて楷書で正しく記入せよ。
(10点)。

1. この法律において「国際航海船舶」とは、国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海をいう。以下同じ。）に従事する次に掲げる船舶をいう。

一 日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。以下同じ。）であって、ア（中略）※1又は総トン数がイトン以上のア以外のもの（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項第一号に規定する漁船その他の国土交通省令で定める船舶を除く。）
二 日本船舶以外の船舶のうち、本邦の港（東京湾、伊勢湾（伊勢湾の湾口に接する海域及び三河湾を含む。）及び瀬戸内海その他の国土交通省令で定める海域（以下この号において「特定海域」という。）を含む。以下同じ。）にあり、又は本邦の港に入港（特定海域への入域を含む。以下同じ。）をしようとする船舶であって、ア又は総トン数がイトン以上のア以外のもの（専ら漁業に従事する船舶その他の国土交通省令で定める船舶を除く。）

2. この法律において「ウ」とは、次条※2の規定により、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保のために必要な措置の程度を示すものとして設定される指標をいう。

3. 国際航海日本船舶の所有者は、当該国際航海日本船舶について所有者の変更があつたことその他の国土交通省令で定める事由により有効なエの交付を受けていない当該国際航海日本船舶を臨時に国際航海に従事させようとするときは、当該国際航海日本船舶に係るオ等の設置、船舶指標対応措置の実施、カの選任、船舶保安管理者の選任、キの実施、クの備付け並びに第十一条第四項の承認を受けるべきケの写しの備置き及びその適確な実施について国土交通大臣の行うコを受けなければならない。

※1：解答の定義に該当する箇所であるため（中略）としている。

※2：国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、国際航海船舶及び国際港湾施設について、次に掲げる事項を勘案してウを設定し、公示しなければならない。

- 一 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して行われるおそれがある危害行為の内容
二 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれがある地域
三 国際航海船舶又は国際港湾施設に対して危害行為が行われるおそれの程度
(略)

令和7年 20. 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律

次の文書は船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の条文である。

ア～コに入る適切な語句を下の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。

(10点)

- (1) この法律は、船舶の再資源化解体の適正な実施を図り、あわせて二千九年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の的確な実施を確保するため、特別特定日本船舶の船舶所有者にアの作成等を義務付けるとともに、特定船舶の再資源化解体の許可の制度、当該許可を受けた者による再資源化解体計画の作成及びその主務大臣による承認の制度並びに特定日本船舶の譲渡し等の承認の制度を設けること等により、船舶の再資源化解体に従事する者の安全及び健康の確保並びにイに資することを目的とする。
- (2) この法律において「特定船舶」とは、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める総トン数がウ以上の船舶をいう。
- (3) この法律において「特定日本船舶」とは、特定船舶であって、次に掲げるものをいう。

一 エ

二 外国船舶であって、本邦の各港間又は港のみを航行するもの

- (4) この法律において「特別特定日本船舶」とは、特定日本船舶であって、オの水域において航行の用に供されるものをいう。

- (5) 国土交通大臣は、前条第一項の確認※1をしたときは、当該船舶の船舶所有者に対し、カを交付しなければならない。

- (6) 特定船舶の船舶所有者は、当該特定船舶の再資源化解体については、自らキ又はクとして当該再資源化解体を行う場合を除き、キ又はクに行わせなければならない。

- (7) 第十七条の規定により有害物質等情報を提供した船舶所有者は、前条の規定により再資源化解体計画の提出を受けたときは※2、当該再資源化解体計画に係る特定日本船舶のケについて国土交通大臣の承認を受けなければならない。

- (8) 国土交通大臣は、前条第一項の承認※3をしたときは、当該特定日本船舶の船舶所有者に対し、そのケに係るコを交付しなければならない。

※1：法第三条第一項の確認をいう。

※2：法第十九条の規定による再資源化解体計画の提出を受けたときをいう。

※3：法第二十条第一項の承認をいう。

1. 二十トン	2. 三百トン	3. 五百トン
4. 日本国領海	5. 日本国領海等以外	6. 日本国領海等
7. 譲受け等	8. 有害物質一覧表	9. 労働環境の確保
10. 譲渡し等	11. 有害物質手引書	12. 生活環境の保全
13. 貸し渡し等	14. 有害物質取扱手引書	15. 地球環境の維持
16. 再資源化解体許可証書	17. 有害物質証書	18. 内航船
19. 有害物質一覧表確認証書	20. 解体準備証書	21. 外航船舶
22. 特定船舶解体業者	23. 再資源化解体準備証書	24. 日本船舶
25. 締約国再資源化解体業者	26. 締約国解体施設	27. 再資源化解体業者
28. 特定船舶再資源化解体施設		